

第1号議案

容量市場システム（一次開発／フェーズ1及び2）の運用開始について
（案）

情報セキュリティ対策規程第14条の規定に基づき、容量市場システム（一次開発／フェーズ1及び2）の運用開始を別紙のとおり妥当であると認め、2020年7月1日より運用を開始する。

以上

【添付資料】

別紙：容量市場システム（一次開発／フェーズ1及び2）の運用開始について

※別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘（セキュリティ仕様等）に該当するため、非公表とする。